

23	教育総務課	金沢市立森山町小学校校舎改築工事（空調設備工事その1）	75,664,980	H30.10.5～ R 2. 3. 4	H30.12.10～ R 2. 9. 25
24	教育総務課	金沢市立森山町小学校校舎改築工事（給排水衛生設備工事その1）	60,545,880	H30.10.5～ R 2. 3. 27	H30.12.10～ R 2. 9. 25
25	都市計画課	金沢駅西広場周辺歩行環境整備工事（シェルター建設工事）	257,400,000	R 1. 6. 28～ R 2. 3. 12	R 1. 8. 8～ R 2. 9. 25
26	道路管理課	保古橋橋梁塗装工事	85,487,600	R 1. 8. 22～ R 2. 6. 23	R 1. 10. 9～ R 2. 9. 25
27	環境政策課	次期廃棄物埋立場浸出水調整槽築造工事	572,905,800	H30. 6. 25～ R 2. 6. 19	H30. 8. 7～ R 2. 9. 25

2 監査を執行した監査委員

林充男、中村哲郎、高岩勝人、清水邦彦、横越徹、中西利雄、福田太郎、安達前、黒沢和規、山本由起子

以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・横越徹、中西利雄は平成30年6月22日に退任し、代わって同月25日に福田太郎、安達前が就任した。
- ・福田太郎、安達前は令和元年5月1日に退任し、代わって同月15日に黒沢和規、山本由起子が就任した。
- ・黒沢和規、山本由起子は令和2年6月18日に退任し、代わって同月22日に高岩勝人、清水邦彦が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年10月12日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	高	岩	勝
金沢市監査委員	清	水	邦
			彦

1 行政監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年9月8日
- (2) 措置を講じた部局等 保健局健康政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年4月13日（平成27年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
休日歯科診療医制度補助については、現在、日曜休日に診療する歯科医院もあり、事業開始当初の目的は達成されたと思われるので、医院の診療体制や祝日・年末年始等の特定期間のみを補助対象とするなど、補助のあり方を見直されたい。	休日歯科診療医制度について検討してきたところ、昨年度開催された休日急病診療あり方検討会において、歯科医師の高齢化など課題があることから、確実な制度運用のため「当面は現状のとおり休日歯科診療医制度を運用する」との方向性が示された。 これを受けて市として引き続き補助を実施することとした。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和2年9月16日
- (2) 措置を講じた部局等 危機管理監危機管理課

(3) 監査結果の公表年月日 令和2年4月13日(令和2年監査公表第6号)

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>防災備蓄物資について</p> <p>防災備蓄物資が保管されている防災備蓄倉庫や学校備蓄倉庫などで、保管されている防災備蓄物資の数量が管理台帳と合っていないものがある。このため、備蓄倉庫に実際に保管されている数量と管理台帳の数量について適切に管理されたい。また、地域防災計画等において、防災資機材等の整備数量を記載する際には、所管課へ確認することで防災備蓄品との認識を共有し、保管先や数量を適切に把握されたい。</p> <p>学校備蓄倉庫のうち初動時活用倉庫は、学校ごとの備蓄品の管理台帳はなく、その他学校分として全体の数量の台帳があるのみである。今後は学校ごとに備蓄品の管理台帳を整備し、備蓄品の品目及び数量について適切に管理されたい。</p> <p>防災備蓄物資のうち賞味期限が設定されている食料品は、賞味期限が切れる前に、防災訓練等の炊き出し訓練等で使用し、有効活用している。</p> <p>しかし、食料品以外の備蓄物資については、使用期限やメーカーが推奨する期限が切れているものが一部見受けられたことから、使用できないものは速やかに処分するよう努められたい。</p>	<p>令和2年6月から8月にかけて保管場所及び数量調査を実施し、管理台帳を更新した。また、今回の調査結果を所管課等へ提供し情報共有を図った。今後は、隨時確認作業を実施し、適切に地域防災計画等に反映する。</p> <p>学校ごとに備蓄品の管理台帳を整備した。</p> <p>使用期限が切れている防災備蓄物資について、処分を行った。なお、日用品セット等の一部となっているため仕分け作業に時間を要する物資については、順次処分を進めていく。</p>

(その3)

(1) 措置通知があった年月日 令和2年9月16日

(2) 措置を講じた部局等 市立病院事務局

(3) 監査結果の公表年月日 令和2年4月13日(令和2年監査公表第6号)

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>応急用医療資機材等について</p> <p>緊急医薬品等医療セットについて、使用期限が切れているものが一部見受けられた。使用期限が切れて使用できないものは速やかに処分するとともに、種類や数量について見直しを検討されたい。</p>	<p>緊急医薬品等医療セットについて検討した結果、災害発生時には医療現場の拠点となる病院内で医療行為にあたるため、セットを活用するのではなく、在庫保管している薬剤等を活用するように見直した。なお、使用期限が切れているセットについては処分を行った。</p>

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項(金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年10月12日